

報告第三十四号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十六年九月二十五日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立春江小学校改築 工事	関東・塚本建設共同企業 体 代表者 関東建設工業株式会 社東京支店 支店長 水上 隆年	25.6.24 (408 日間)	円 2,053,322,400	今回 26.6.17	円 2,064,284,400(10,962,000) (0.5%)	既存校舎以前の建物基礎及び松杭等の地中障害物の撤去処分並びに敷地周囲の歩道空間の整備を行ったこと等による増
	江戸川区立船堀小学校改築 工事(その2)	株式会社トヨタ工業 代表取締役 奈良輪 武	25.12.25 (144 日間)	円 1,090,281,600	今回 26.7.4	円 1,129,993,200(39,711,600) (3.6%)	高さが6mを超える図書室等及び面積が200㎡を超える1階ピロティの天井を耐震性能の高い仕様に変更したこと並びに学校用地拡張に伴う外構計画の変更により通用門を追加したこと等による増
	江戸川区立船堀小学校改築 に伴う空調設備工事	東京セントラルエアコン 株式会社 代表取締役 坂根 浩二	24.7.3 (509 日間)	円 292,040,400	今回 26.7.4	円 300,259,200(8,218,800) (2.8%)	契約電力の抑制等のため、空調機にデマンド(需要)制御方式(契約電力量を超えた時点で運転量を自動調整し、契約電力内の使用量とする方式)を導入したこと等による増
	江戸川区立松江第五中学校 改築工事	スターツCAM株式会社 代表取締役 直井 秀幸	25.6.24 (423 日間)	円 2,221,495,500	今回 26.7.11	円 2,291,241,900(69,746,400) (3.1%)	建設発生土が環境基準を上回ったため、詳細調査を実施したこと及び賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区工事請負契約約款第20条第7項(インフレスライド条項)に基づき変更したこと等による増

議決を得た契約の契約変更調書

	工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	变更后契約金額(変更増減額)	説 明
土 木 工 事	上一色中橋架替工事(その 4の3)	矢田工業株式会社東京支 店 支店長 中神 健治	25.6.24 (248日間)	円 376,987,800	今回 26.5.13	円 379,801,200(2,813,400) (0.7%)	上一色側橋脚の ^{さいか} 載荷試験に伴い、 ボルトの取替えを追加したこと及 びGPS計測システムによる観察 測量を実施したこと等による増